

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

<平成16年諮問第8号 第6次中間答申>

【概要版】

平成21年5月25日
情報通信審議会

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1章 総論 | 1 |
| 第2章 国民の理解醸成 | 2 |
| 第3章 受信側の課題 | 2 |
| 第4章 送信側の課題 | 5 |
| 第5章 地デジの有効活用 | 7 |
| 第6章 アナログ放送終了にあたってのその他の課題 | 8 |
| 第7章 推進体制 | 9 |
| 第8章 アナログ放送終了後の課題 | 9 |

第1章総論

1.基本的な考え方

- ・デジタル放送への完全移行は、我が国全体、また国民一人一人が、大きなメリットを享受するために、必ず実現すべき。
- ・通信分野の状況や諸外国の状況等を踏まえれば、アナログ放送からデジタル放送への移行は不可避。
- ・国民に、行動に移していただくための取組が急務。
- ・デジタル放送への完全移行の必要性・意義を再度明確化し、関係者が一層連携して行動することが必要。

2.放送のデジタル化の意義

- ・視聴者のメリットは、高画質・高音質、データ放送や「ワンセグ」、マルチ編成、電子番組表の標準化、字幕放送の標準化など。
- ・国民全体のメリットは、周波数有効利用が可能になり、周波数ニーズの高まっている他の用途(①携帯電話等の「電気通信」、②「高度道路交通システム(ITS)」、③ブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」)に用いることができる。空き周波数の利用は、ワイヤレスブロードバンド時代を踏まえたシステムの検討中。
- ・諸外国でもデジタル放送に移行中。オランダ(2006年終了)、スウェーデン(2007年終了)、フィンランド(2007年終了)ドイツ(2008年終了)などではアナログ放送を終了済。アメリカは、2009年1月にハワイ州で終了し6月には他州でも終了する予定。フランス(2011年終了予定)、イギリス(2012年終了予定)、韓国(2012年終了予定)などでもアナログ放送終了に向けて取組中。
- ・我が国の地デジ技術方式の優位性は国際的にも高く評価(ブラジル、ペルーで採択)。

3.第5次中間答申を踏まえた取組

- ・総務省では、2008年7月に「地上デジタル放送推進総合対策」を策定するとともに、2009年度予算で、デジタル受信相談体制の充実・強化、高齢者・障害者への働きかけ・サポート、受信機器購入等の支援、辺地共聴施設・受信障害施設の改修支援、暫定的な衛星利用による難視聴対策、デジタル中継局の整備支援、デジタル混信対策、ケーブルテレビのデジタル化支援などを措置。特に、受信者対策を行うための地域拠点として、「総務省テレビ受信者支援センター」「(デジサポ)」を設置し、様々な活動を実施。
- ・関係省庁連絡会議では、2008年7月にアクションプラン2008を策定し、各省庁において着実に実行。
- ・地上デジタル推進全国会議では、2008年12月に第9次行動計画を策定し、関係者が協力・連携して取組。

4.第6次中間答申の役割

- ・第6次中間答申の役割は、①第5次中間答申で提言した施策の実施状況のフォローアップ、②第5次中間答申で今後の検討課題となった事項の審議、③第5次中間答申で盛り込まれていない新たな課題の検討。
- ・アナログ放送終了期限を2011年7月24日と決め、そこから逆算して必要な準備を検討し、あらゆる関係者が共通の目標に向かって取り組んでいるが、そのデッドラインまでの残された期間で関係者が連携・協力して万全の取組を行うための施策等について提言を行う。

第2章 国民の理解醸成

1.周知広報

- ・2009年3月時点で、アナログ放送終了の認知度は97.7%、アナログ放送終了時期の認知度は、89.6%
- ・今後、全ての国民に確実に周知できるよう、放送事業者は、引き続き、テレビスポットや番組を活用した周知の取組を強化すべき。
- ・地デジを視聴するための作業・手続きに関する認知度を高めるため、スポットや番組のほか、自治体広報誌やポスター、ダイレクトメール、説明会、個別訪問、インターネットの活用など多様な周知広報手段を用いるべき。

2.経済波及効果等

- ・地上デジタル放送への移行に伴う経済効果は、直接効果の全体額が約101兆円(うち純増分約27.8兆円)、経済波及効果の全体額が約249兆円(うち純増分約69.2兆円)等であり、地デジへの移行は、経済効果の観点からも意義があると評価。
- ・経済効果の観点からも、デジタル化の効果について、 국민にわかりやすく説明。

第3章 受信側の課題

1.受信機普及

- ・デジタル受信機の世帯普及率(普及世帯数)は、60.7%(3,035万世帯相当)。目標は、62%(3,100万世帯)2009年3月
デジタル受信機の普及台数は、4,969万台。目標は、4,900万台 2009年3月
- ・全ての世帯でデジタル放送が受信できる環境を整備することが重要。今後の世帯普及目標カーブは急勾配であり一層の取組強化。
- ・デジタル受信機の早期購入を促進するために、放送事業者において地デジの特性を活かした番組づくりに取り組むべき。
- ・受信機器購入等支援事業の実施やエコポイントを活用したデジタルテレビの購入支援などを着実に実施することにより、デジタル受信機の普及促進が必要。また、5000円以下の簡易なチューナー等の実現に向けて、一層環境を整備すべき。
- ・今後は、受信形態別、地域別に普及状況を確認し対策が必要。普及率が低い地域は、取組を一層の強化が必要。
- ・高齢者を含めてデジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、使いやすい機器の普及が必要。
- ・カーナビについても、利用者の混乱が生じないよう関係業界等において適切な対応。

2.受信機器購入等の支援

- ・経済的困窮度が高い世帯等(具体的にはNHK受信料全額免除世帯)に対して、デジタル対応の受信機器購入等の支援を行う際には、次の方法で実施すべき。
 - ・支援期間は、平成21年度から23年度まで。支援申込時にNHK受信料全額免除世帯である世帯が対象。
 - ・支援措置の情報提供は、福祉事務所等の協力を得て支援実施法人が行う。幅広い周知広報も実施。
 - ・個人情報の用途について事前に申込者の承諾を得るとともに、個人情報保護に留意した支援方法で実施。
 - ・支援内容は、既存のアナログテレビ1台で地デジを視聴するために必要な最低限度の機器等の無償給付(訪問設置を含む。)。
 - ・転売等の不正行為を禁止。

3.高齢者等サポート

- ・国及びデジサポは、引き続き、高齢者や障害者等に対してデジタル化の必要性や対応方法、詐欺被害防止のための情報等をきめ細かく説明し、働きかけを行うため、全国きめ細かく説明会や戸別訪問を実施すべき。地方公共団体等に対する情報提供等も必要。
- ・国及びデジサポは、2009年度の説明会等を実施する過程で得られたノウハウ等も活かし説明・対応方法改善等必要な対応をとるべき。
- ・地域における福祉団体やボランティア活動との連携等、高齢者等にも必要な情報が伝わりやすい環境づくりに努め、デジサポを核として国民が国民に働きかけるような体制をつくる等、国民的広がりをもった運動とするべき。
- ・高齢者等へのサポートは、2010年度においてもより一層強化・継続して実施することが重要。

4.受信障害対策共聴施設の対応促進

- ・幅広い関係者が現状認識等を共有するため、受信障害対策共聴施設のデジタル化の現状等に関する情報の公開・開示を進めるとともに、2011年7月までの地域毎の進捗目標を含む受信障害対策共聴施設のデジタル化に関するロードマップを早期に作成すべき。
- ・デジタル化に係る情報については、可能な限りデジサポに集約するよう関係者が協力。
- ・受信障害対策共聴施設のデジタル化に関する情報集約・共有方法、施設のデジタル化対応の方向性、関係者の役割や具体的な取組等について、「共聴施設デジタル化緊急対策」(仮称)として早急にとりまとめるとともに、共聴施設デジタル化に特化した関係者の推進体制を早期に整備すべき。
- ・受信障害対策共聴施設のデジタル化に関する国による支援については、2009年度予算において、改修に対する支援措置が講じられているが、更に支援を強化するため、受信調査の拡充、施設の新設の場合やケーブルテレビへの移行の場合に対する支援、更に当事者間協議が難航した場合に第三者が相談対応やあっせん・調停等を行う簡易な紛争処理機能の整備が2009年度補正予算案に盛り込まれているところであり、これらを早急に実施することが必要。
- ・受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の促進のための取組みについては今後も一層強化・継続して実施することが重要。

5.集合住宅共聴施設の対応促進

- ・受信障害対策共聴施設の対応促進と同様に、現状等に関する情報の公開・開示、ロードマップの早期作成、デジサポへの情報集約、「共聴施設デジタル化緊急対策(仮称)」のとりまとめ、推進体制の整備等に取り組むべき。
- ・集合住宅共聴施設は施設数が多いことから、限られた時間のなかでデジタル化対応を実現するためにも、特に対策の必要性の高い地域に重点を置いた取組を行い、その結果をその後の活動に活用する等、的確な現状分析に基づく効率的・効果的な対応が必要
- ・集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進のための取組については、今後も一層強化・継続して実施することが重要。

6.辺地共聴施設の対応促進

- ・2010年末までに、対応可能なすべての自主共聴施設がデジタル対応を終えることができるよう、国は辺地共聴施設デジタル化ロードマップの策定等引き続き国による施設のデジタル対応の計画的な実施に対する取組を進めるとともに、共聴施設の新設または改修が一層円滑に進むよう、平成21(2009)年度補正予算案に盛り込まれた支援策を継続するなど支援措置の充実を図るべき。
- ・共聴施設のデジタル対応を確実なものとするためには、地元関係者(共聴組合、地方公共団体等)の積極的な対応が必要。
- ・NHKにおいても、自主共聴に対する支援制度を継続するとともに、NHK共聴のすべてが2010年末までにデジタル対応が行われるよう、引き続き計画的改修に取り組むべき。

7.個別アンテナの改修等促進

- ・一般的な周知広報に加え、地域ごとの受信環境に即したアンテナ工事内容等を把握し、デジサポによる説明会、自治体広報などにより、視聴者へ詳細かつ的確な地域情報を提供していくことが必要。併せて、相談窓口の対応強化及び周知徹底、デジサポにおける受信相談対応の機能強化が必要。工事対象世帯が多い地域に対しては、放送による周知が望まれる。
- ・地域ごとの工事の斡旋的制度を設けること等を検討すべき。
- ・アンテナの屋外設置が最適であることを踏まえた上で、簡易アンテナの設置可能な環境条件、メリット、デメリットなどを分かりやすく示す等、その活用促進を図ることが望まれる。

8.公共施設のデジタル化

- ・公共施設の早期かつ確実なデジタル化に向け、これまで以上に精力的に取組が必要。
- ・国及び地方公共団体は、アクションプラン2008の趣旨を踏まえ、引き続き、改修計画を着実に実施すべき。2009年度補正予算案の支援策を活用し、学校、社会福祉施設、庁舎等の公共施設について、すみやかにデジタル化対応を行うことが望ましい。
- ・公共施設のデジタル化にあたっては、適宜、進捗状況をとりまとめ、公表することが望ましい。

第4章送信側の課題

1.中継局整備促進

- ・2010年末までに、ロードマップによる中継局整備等を着実に達成するよう、各放送事業者が責任を持って取り組むべき。特に、一般放送事業者が自力で建設を困難としている中継局については、国の支援措置も活用しつつ、2010年末までに確実に整備すべき。
- ・工事集中によりロードマップの達成が不確実なものとならないよう、放送事業者全体の取組として計画的な整備に引き続き留意が必要。
- ・新たなデジタル中継局の整備についても、国の支援措置を踏まえ、放送事業者において取り組むべき。
- ・中継局整備に代えて共聴施設等で対応する地区は、放送事業者が地元地方公共団体等との間でも必要な協議を行う等、それぞれの地域に応じた準備を整えておくべき。
- ・東京都小笠原村や沖縄県南・北大東村は、海底ケーブル敷設が具体化しつつあり、今後、島内におけるデジタル放送の実現方策について地元地方公共団体を中心に、国や放送事業者が連携した検討を行い、早期に結論を得るべき。
- ・中継局ロードマップで設置判断未定の中継局は、2009年9月末までには全て判断を明らかにすべき。
- ・3か月毎に更新するロードマップは、当該更新されたエリアの地方公共団体等に逐次更新された情報を提供すべき。

2.デジタル難視解消

- ・放送事業者及び総務省は、2009年8月までに「地上デジタル放送難視地区対策計画」を策定・公表すべく取り組み、デジタル電波の未発射地域は事前に準備を進め、全ての地域について2010年末までに速やかに対策計画を策定し、2011年春までに対策を実施すべき。
- ・国は、2009年度補正予算案中の難視聴対策用デジタル中継局整備や共聴施設整備の支援措置等、新たな難視対策のための支援策の充実を一層図るべき。NHKにおいても共聴新設に対する支援等を継続実施するべき。
- ・放送事業者は、これらの支援措置を踏まえ、中継局整備による対策など送信側対策を基本として検討し対策を講じるべき。送信側対策が講じられない地域は、地元地方公共団体等関係者の共通認識の下、共聴新設等による代替措置が早期に講じられるべき。

3.デジタル混信解消

- ・デジサポは、引き続き、実測調査を進め、受信障害が発生している地区的洗い出し作業を進めるべき。また、デジタル混信による受信不良地区での訪問調査や受信方法の助言等、受信者に対するきめ細かい丁寧な対応を今後も引き続き行うべき。
- ・デジタル混信による受信障害が確認されている全地区について、2009年8月までに対策計画を確実に立案し、すみやかに対策を実行するべき。
①混信による受信障害が特に大規模に発生している地域での対策、②チャンネル変更による混信対策を実施することで連鎖的に他の地域に二次的な混信障害を与えててしまう地域での対策等を中心に放送事業者及び国は取組を一層強化していくべき。

4.衛星利用による暫定的な難視聴対策

- ・暫定的難視聴解消事業の運用は、①実施期間は2010年3月から2015年3月末までとする②事業の対象は、ホワイトリストに示したデジタル放送の難視聴地区、改修困難共聴、混信地区等の世帯及び非世帯③民放は視聴できない系列局の放送番組を基本とし、NHKは総合及び教育を視聴可能にする④NHKのアナログ難視聴地区は衛星でNHKの放送が視聴できるようにする⑤受信設備整備支援の対象は、現にBSデジタル受信設備等を有していない世帯とし、必要最低限の支援とする等とすることが適当。
- ・対象地区については、2015年3月末に事業が終了することを踏まえ、地上系放送基盤による恒久的対策が確実に実施されるよう総務省・放送事業者を中心とした継続的な検討・実施体制を確保すべき。
- ・事業対象地区へのきめ細かい対応が必要であることから、地方公共団体、デジサポ等関係者との密接な協力関係の確保が必要。

5.ケーブルテレビのデジタル化の推進等

- ・ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進
- ・早期に全てのケーブルテレビ施設でデジタル化対応を完了するよう、ICT交付金等も活用し引き続きデジタル化を着実に推進すべき。
- ・ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供
- ・営業活動や広告表示に関するケーブルテレビ業界の統一的基準の遵守の徹底、営業活動に携わる全ての者が契約前に重要事項を適切に説明できるようにすること、苦情・相談への誠実かつ迅速な対応等、適切な営業活動のために必要な取組が行われるべき。

6.ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進

- ・デジアナ変換の導入に関する国民の理解醸成
 - ・デジアナ変換は、①受信機継続使用の要望対応、②受信機買換等に要する負担平準化、③廃棄・リサイクルの平準化等に寄与。
 - ・①視聴者によるチューナー取付の代替的選択肢となること、②電波とは異なり事業者自らが帯域の利用方法を決定できること等から、視聴者がデジタル受信機に置き換えるのに必要な時間を提供する緊急避難的措置として導入を促進することが適当。デジタル受信機の普及に影響を及ぼさないよう導入に関する国民理解の醸成が必要。
- ・暫定的な運用期間、導入に当たっての判断
 - ・デジアナ変換は、①機能的な制約があり、視聴者が地デジ本来のメリットを享受できないこと、②帯域を大幅に占用し事業者の多チャンネル化等への支障となる懸念があること等のため、その運用期間と終了時期を国であらかじめ明確に定める必要。
 - ・2009年度中に、総務省が運用期間を明らかにし、各ケーブルテレビ事業者に対してデジアナ変換の暫定的導入を要請するとともに、視聴者、関係者に向けて要請に関する周知広報を行うことが適当。デジアナ変換の導入は最終的には各事業者の状況に基づき判断することが必要だが、地上デジタル放送への移行等の環境の整備に資するものであるため、各事業者においてデジアナ変換の導入に向けて検討することが適当。帯域や混信等の物理的条件で導入できない事業者は、加入者の意向等も踏まえつつ、アナログ受信機保有世帯への対応について検討することが適当。
- ・導入のための支援の検討
 - ・デジアナ変換を実施しても、視聴者からの料金徴収方法に有効な手段がないため、暫定的な運用期間のうちにケーブルテレビ事業者が導入費用を回収することは困難。できる限り多くの事業者がデジアナ変換を実施できるよう導入支援措置を国において検討すべき。
- ・今後の主な検討課題
 - ・再送信同意に関する課題、混信障害に関する課題、機能上の制約に関する課題などの制度的・技術的・運用上の課題について、引き続き、ケーブルテレビ連盟をはじめ総務省、放送事業者、CATV技術協会等が連携して検討を深め、本年度中のデジアナ変換の暫定的導入に関するケーブルテレビ事業者への要請の際に、検討結果を公表することが適当。

7.ケーブルテレビによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進

- ・各事業者において、その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討すべき。
- ・周知広報は、総務省が提供状況を定期的に調査・公表することに加え、地デジの各種パンフ等を活用した情報提供を行うことが適当。

8.IP再送信

- ・視聴者に利用しやすい条件で2010年末までにできるだけ広いサービスエリアで提供されるようにすべき。

第5章 地デジの有効活用

1. 公共分野での活用促進

- 2008年7月の「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」(デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議策定)では、防災分野、教育分野、医療分野、電子政府・電子自治体において、有効活用に向けた取組を推進することとされており、現在、関係省庁において取組が進められているところであるが、さらにこの取組を強化すべき。
- 将来のわが国を担う子供達が最先端の授業が受けられるよう、政府の2009年度補正予算案に盛り込まれている学校等のデジタル化支援事業を早急かつ着実に実施し、学校等における地上デジタル放送の利活用を促進していくことが重要。

2. 字幕放送・解説放送等の推進

- 字幕放送は、聴覚障害者の情報入手手段としてだけでなく、全ての国民にとって利用可能なサービスとして重要。
- 国は字幕・解説番組制作促進のための助成制度を拡充するとともに、放送事業者も「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(2007年10月 総務省)を踏まえて一層積極的に取り組むべき。
- CMへの字幕付与について、早急に実施・普及するよう一層の取組が必要。
- 字幕放送等の普及は、障害者への配慮という観点に加え、ビジネスベースでも一層普及が進むよう関係者が連携して取り組むべき。

3. 地デジの特性を活かした番組づくり

- 視聴者が「デジタルテレビ等の初期費用を負担してでもデジタル放送を視聴したい」と思うような番組づくりが不可欠。
- 放送事業者は、高画質・高音質というデジタル放送の特性を活かしたより良い番組づくりや、マルチ編成が可能なものについては積極的にマルチ編成を行うなどの取組を積極的に行なうことが期待される。マルチ編成については、まだ実施していない放送事業者が既に実施している放送事業者の経験・ノウハウを参考にできるよう、放送事業者間の情報共有を図ることが望ましい。
- 地デジの特性を活かした番組づくりは、放送事業者にとっても経営上の課題であり自主的・積極的な取組を期待したい。

4. 緊急地震速報の速やかな伝送

- 緊急地震速報については、地上デジタル放送において、視聴者へのより迅速で確実な情報伝達を出来るだけ早期に実現させることが望まれているため、ARIB及びDpaには、緊急地震速報の速やかな伝送に向けた技術的手法の検討について、2009年5月中目途に検討結果をとりまとめることが期待されるとともに、同検討結果に係る今後の早期運用に向け環境整備などに関係者が取り組むことが必要。

第6章 アナログ放送終了にあたってのその他の課題

1. 悪質商法対策

- ・高齢者を対象とした訪問型の悪質商法を中心に、被害防止に向けた注意喚起等を行うことが適当。
- ・デジサポが行う説明会や全世帯に配布文書等で、悪質商法の事例について紹介するなど、被害防止のための注意喚起を行うべき。
- ・関係省庁間の連携に関しては、関係各省庁間での情報共有と、周知広報の強化に一層積極的に取り組むことが必要。
- ・被害が発生した場合は、放送事業者もニュース等で当該事案を積極的に採り上げ、視聴者の注意を喚起。

2. 廃棄・リサイクル等

- ・エコポイントを活用したアナログテレビのリサイクル促進策を着実に実施し2009年度内のリサイクルを促進。
- ・チューナー・録画機との接続やケーブルテレビ等の利用で引き続きアナログテレビが使用できることの周知広報をさらに徹底すべき。
- ・JEITAでは、引き続き、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測について、適宜見直しを行うべき。見直し結果を踏まえて、各メーカーでは、処理能力のアップを含めて責任を持って処理できるように取り組むべき。
- ・メーカーは、アナログ受信機の排出量が予測を上回る場合でも、家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう適切に対応すべき。
- ・循環型社会構築の観点からも重要な課題であり、デジタル放送移行完了対策推進会議等で関係省庁が連携・協力して取り組むべき。

3. アナログ放送終了手順

- ・放送事業者及び国は、本年4月に全国地上デジタル放送推進協議会がとりまとめた「アナログ放送終了計画(改定版)」に沿ってアナログ放送の終了に向けて着実に取り組むべき。
(アナログ終了計画の改定のポイント)
- ・2011年7月のアナログ放送は、①お知らせ表示の一部で通常放送を表示する画面、②通常放送にお知らせ表示をかぶせた画面、③地デジ対応方法を紹介するミニ番組、④お知らせ表示のみの画面のいずれか。
- ・アナログ放送の完全停波は、2011年7月24日の正午。

4. アナログ放送終了リハーサル

- ・アナログ放送終了リハーサル推進委員会を中心に、地元地方公共団体や地域住民のご理解を得ながら着実にリハーサルを実施すべき。
- ・リハーサルの実施にあたっては、説明会や個別訪問を先行的・重点的に行うとともに、実施地域におけるテレビ放送の視聴実態調査やデジタル化対応の課題調査等を十分に行い、平成23(2011)年7月の全国一斉終了のための対策検討に役立てられるようにすべき。
- ・都市部におけるリハーサルの実施も含めた検討や完全デジタル化先行モデル地区としてモデル事業的な取組を行うことも検討すべき。

5. BSアナログ放送の終了に係る周知広報活動等との連携

- ・地上放送及びBS放送のデジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるよう、分かりやすく丁寧な周知広報活動等が必要。

第7章推進体制

1.政府の体制強化

- ・政府において関係閣僚等で構成する「デジタル放送移行完了対策推進会議」を設置し取組を強化したことは評価。
- ・この推進会議等において、デジタル受信機の普及促進、公共施設のデジタル化、廃棄・リサイクル対策、悪質商法対策、公共分野の地デジ有効活用などの諸課題について、関係省庁が一層連携・協力し、万全の対策を講じるべき。

2.県単位の推進組織と計画等

- ・今後、一層地域別の取組が重要な時期である。各都道府県単位で推進組織を設置し、都道府県別の行動計画を策定したことは評価。
- ・行動計画を着実に実施し、その進捗状況をフォローアップし、適宜計画を見直していくことも必要。
- ・地域別にデジタル受信機の普及状況に差があることを踏まえて、対応が遅れている県については、当該県の推進組織において一層の取組強化の検討を行うべき。また、全国レベルでも普及が遅れている地域への取組強化策の検討を行うべき。

第8章アナログ放送終了後の課題

1.デジタル放送用周波数の再編(リパック)

- ・デジタルチャンネル再編に向けた基本的計画(再編実施計画)を策定済み。今後は再編の具体的な作業に向けて着実に準備を進めることが必要。具体的には、個別中継局毎の対策工程表や周知広報計画の策定、デジサポとの連携方策の検討等を今年度中に完了すべき。
- ・再編が実施される80地域の地元地方公共団体等や地域住民に対して説明・周知広報に努めるべき。
- ・再編に要する経費負担は、国の周波数政策に基づき、2011年7月以降、陸上移動用(ITSや電気通信業務用)に周波数を空けるための送信側の切替工事が放送事業者に義務的に発生するものであること、受信側についてはデジタル放送に対応済みではあるがさらに受信機器の調整や共聴施設等の機器改修等が必要な場合もあることから、対策費用は、国が措置することが適当。
- ・デジタル受信機メーカーは、デジタルチャンネルの再編に向けて、デジタル受信機の改善や視聴者からの問合せ対応が必要。

2.東京スカイツリーへの送信設備の移転

- ・東京スカイツリーへの移転に係る影響に対しては視聴者の保護の観点から、放送事業者が責任を持って対応すべきであり、また、その影響及び放送事業者による対策等について、視聴者が正確に理解できるよう早期に周知広報がなされるべき。
- ・周知広報にあっては、次の内容を視聴者に対して直接的に早期に周知し地デジ対応の準備が進めることができるようすべき。
 - ・放送は、タワー完成後に試験放送等の準備期間を要するために、アナログ放送終了後ある程度の期間を経てから開始されること
 - ・アナログ放送終了までに東京タワーにUHFアンテナを向けて地上デジタル放送を受信していただく必要があること
 - ・移転による受信設備への影響はほとんどなく、デジタル対応した設備がそのまま使えること
 - ・影響が発生した場合には、放送事業者による対策等がなされること